

森町森林整備計画書

計画期間

〔 自 令和6年4月1日
至 令和16年3月31日 〕

(変更 令和8年3月31日)



～県産材を活用した森町総合体育館「森アリーナ」～

はじめに

森町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして本町長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める天竜地域森林計画の対象森林です。本計画の樹立以降に、天竜地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容とみなします。

なお、本計画は令和8年4月1日から効力を生じます。

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
第1 森林整備の現状と課題	1
第2 森林整備の基本方針	2
1 地域の目指すべき森林の姿	2
2 森林整備の基本的な考え方と区域の設定	2
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	10
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	10
2 森林施業の共同化の促進	10
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	10
II 森林整備の方法に関する事項	11
第1 伐採に関する事項	11
1 伐採の方法	11
2 標準伐期齢	14
3 その他必要な事項	14
第2 造林に関する事項	14
1 人工造林に関する事項	14
2 天然更新に関する事項	16
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	19
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	19
第3 保育・間伐に関する事項	20
1 保育の作業種別の標準的な方法	20
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	21
3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林	22
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	32
1 作業路網の整備に関する事項	32
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	35
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	35
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	35
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	36
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	36
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	36
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	36
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	36

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	37
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	37
第7	その他森林整備に関する必要な事項	37
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	37
2	林業機械の導入の促進に関する事項	38
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	39
Ⅲ	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	41
第1	森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	41
1	森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	41
2	森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	41
第2	鳥獣による森林被害対策の方法	41
1	鳥獣害防止森林区域の設定	41
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	42
3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	42
4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	42
第3	林野火災の予防の方法	42
第4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	43
第5	その他必要な事項	43
1	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	43
2	その他必要な事項	43
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	43
第1	保健機能森林の区域	43
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	43
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	43
1	森林保健施設の整備	43
2	立木の期待平均樹高	43
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	44
第1	森林経営計画の作成に関する事項	44
1	森林経営計画の記載内容に関する事項	44
2	一体整備相当区域	44
第2	生活環境の整備に関する事項	44
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	44
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	45

第5	住民参加による森林の整備に関する事項	45
1	地域住民参加による取組	45
2	上下流連携による取組	45
3	法第10条の9第1項に規定する施業実施協定の参加促進対策	45
第6	森町独自の森林整備に関する事項	46
第7	その他必要な事項	46
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	46
2	森林の保全に関して留意すべき事項	46
3	土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	46
4	環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項	47
5	公有林の整備に関する事項	47
6	良好な森林景観の形成に関する事項	47
7	地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に係る事項	47
8	森林認証制度及び木材増産に向けての取組みに関する事項	48

別紙 表4-4 基幹路網の整備計画

参考資料（概略図）

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第10条の5第2項第1号及び第5号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第1 森林整備の現状と課題

本町は、静岡県得天竜地域に位置し、東西に狭く南北に長い地形で、三方を森林に囲まれている。主に北部の山並みを水源とする三倉川・吉川、合流して太田川及び各支流が流れており、豊かな自然の恵みを受け、各河川とその支流に耕地が開け、集落が形成されている。

総面積13,391haのうち、森林面積は9,456ha（民有林9,156ha、国有林300ha）で、総面積の約71%を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は9,156haであり、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が6,987ha（人工林率約76%）と大部分を占めている。

人工林の約95%は40年生以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれるが、小規模の森林所有者が多く、計画的に森林施業が行われていないばかりか、**木材価格の低迷等が長引いている。**

しかし、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化への対策が必要なことから、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等、公益的機能の重要性や木材増産の必要性が益々高まってきており、自然的、社会的条件を考慮し、特に北部地区を中心として水源涵養が高い地域であり、その機能が効果的に発揮されるよう、適切な整備・保全を推進する。一方、地域林業の担い手である森林組合は令和8年4月1日から掛川市森林組合と合併し、中遠地域の中核的な森林組合を目指して新体制で始動する。

また、本計画期間中に年間約7,000 m³の木材生産の目標を立て、目標達成に向けて林業経営体、製材・建築業者及び各行政機関と協力し取り組んでいく。

また、平成28年度より森林認証制度を活用した森林経営を掛川市等と共同で実施しており、持続可能な森林管理を推進していくとともに、認証材を活用した地域材のブランド化に向けた取り組みを強化していく。

なお、令和元年度から、交付されている森林環境譲与税を活用して、間伐等の森林整備や木材利用の促進、普及啓発を行っていく。



写真 広域連携で森林認証
管理団体を発足
「遠州森林認証グループ」

第2 森林整備の基本方針

1 地域の目指すべき森林の姿

本町は三倉地域の森林のほぼ全域が水源涵養保安林に指定され、水源涵養機能が
高い森林地帯である。

各地域において期待される森林の機能を踏まえた、目指すべき森林の姿を次の
とおり整理する。

(1) 北部の三倉・天方地区

適切な森林の施業、治山事業等の計画的な実施を通じて、水源涵養機能を高める森林の整備を推進する。また、林業に必要な木材等生産機能を発揮させるため、路網を整備し、森林施業の集約化により、適正な森林施業を推進し、形質の良好な木材が搬出できる森林を目指すものとする。



写真 大日山金剛院周辺

①森林施業の集約化

森町森林整備計画を地域の森林管理のマスタープランとして位置づけ、複数の所有者の森林を取りまとめ、効率的に施業する森林経営計画の作成を促進し、木材増産を図る。

②路網と生産システム

林道に加え、低コストで耐久性の高い林業専用道や森林作業道を効果的に組み合わせた路網整備の加速化、その路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な生産システムの確立と普及を促進する。

(2) 南部の森、一宮、園田及び飯田地区

主に茶、米、レタス等多彩な作物が生産されている農業が盛んな地区である。水源涵養機能を高める森林の整備を推進するとともに、保健文化機能維持森林である「町民の森」を中心として、自然環境を活かしながら町民が気軽に森林に親しむことができる空間の創出及び健康づくりの里山を目指し、維持管理及び段階的に整備していく。

2 森林整備の基本的な考え方と区域の設定

(1) 森林の区域の設定

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿

を表1-1に整理する。さらに、特にその機能の維持増進を図るため、森林施業を推進すべき森林の区域を表1-2に定める。

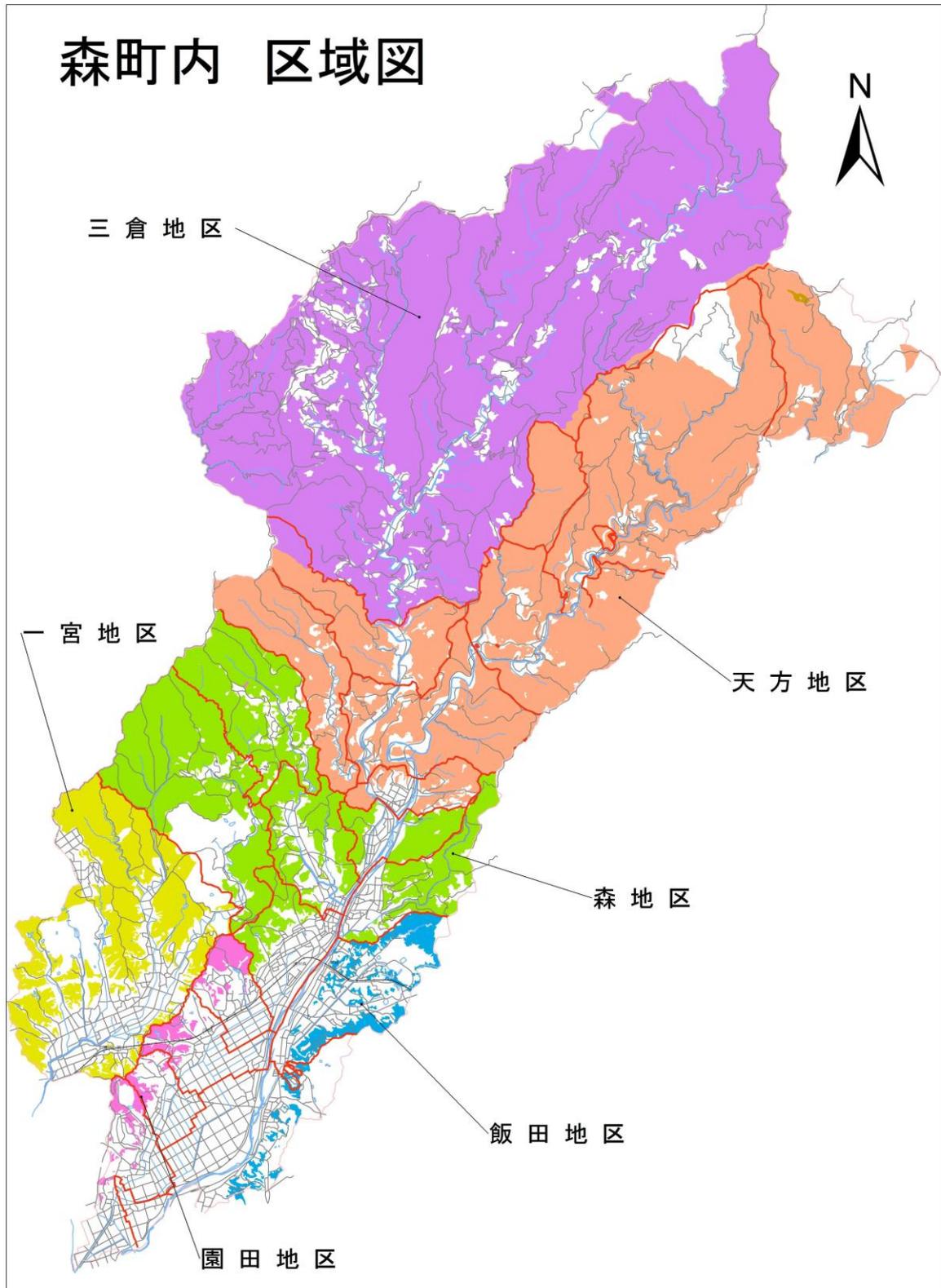


表 1-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機 能	働 き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等を生産する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林木の生育に適した森林土壌を有している。 ・ 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	<p>水資源を保持し、湧水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。 ・ 下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止／土壌保全機能	<p>自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。 ・ 適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	<p>強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の日常生活に密接なかかわりを持つ里山であり、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	<p>保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・ 身近な自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・ 必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	<p>自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・ 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	<p>地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的な森林生態系を保持している。 ・ 学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

表 1-2 森林の区域（地域別）

地域	機能区分				区域設定の考え方	森林の区域	面積 (ha)
	木材	水源	快適	保健			
森町全域		○			森町は、三方を森林に囲まれ、森林面積は総面積の約 71%を占めており、水源涵養機能を発揮させるべき区域。	1～159 林班	9,156.38
三倉・天方	○	○			本町の北部に位置し、成熟した針葉樹人工林が多く木材生産に適した山岳区域。	1～106 林班 112～118 林班	7,176.53
天方・森・飯田の一部	○	○	○		民家や道路に面した竹林について適切に整備すべき区域。 また、一部では、東海自然歩道やハイキングコースが整備されており、町民の生活に深く係わりのある区域。	41～42 林班	181.47
			○	○		134 林班い 1～2 134 林班ろ 1～4 139 林班い 1 139 林班ろ 22 139 林班は 1～3 140 林班い 1～14 140 林班ろ 2～8 140 林班は 1～3 (天宮・城下地区の一部) 149 林班お 2～6 149 林班く 1～6 149 林班や 1～6 (飯田地区の一部)	
森の一部		○		○	散策コース等が整備されており、町民の生活に深く係わりのある区域。	131 林班ろ 5～8 132 林班は 1～4 132 林班ほ 1～8 (町民の森)	44.69

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるため、面積の合計は計画対象森林の面積とは一致しない。

(2) 森林の整備・保全の考え方

表1-2に定めた森林の区域における森林の整備及び保全の考え方を表1-3に定める。

表1-3 森林の整備・保全の考え方

		森林の整備・保全の考え方	施業種
維持増進森林	木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な保育及び間伐の実施を推進する。 施業の集約化や機械化による効率的な施業を推進し、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に更新するよう努めるものとする。 	通常伐期
	特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> 木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 緩傾斜地で、林道に近く、山地災害のおそれのない効率的な木材生産が可能な人工林を中心とした森林を対象とする。 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に更新する。 林業経営上採算性に問題のある森林の区域は、皆伐を控え、天然力を活用した針広混交林に誘導する。 ダム等利水施設の上流部において、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 	伐期の延長
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は周囲の自然林等との調和を図った有用樹種による早期の更新に努める。 生活環境の保全のため、適切な管理を推進する。 地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 	長伐期

維持増進森林機能	<ul style="list-style-type: none"> 伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。 間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 保健・風致の保存等のため、保安林として適切な管理を推進する。 里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を推進する。 	複層林
----------	--	-----

(3) 森林施業の方法(施業種)

森林の機能の維持増進を図るための森林施業の方法を表1-4に定め、その施業を推進すべき森林の区域を表1-5に定める。

表1-4 施業の方法(施業種)

施業の方法	主伐	間伐
通常伐期	Ⅱの第1の1「伐採の方法」に示すとおりとする。	Ⅱの第3の2「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、 標準伐期齢に10年 加えた林齢以上とし、その下限を表1-4-2に示す。	
長伐期	主伐の時期は、公益的機能をより高度に発揮させるために、民家、道路及び自然歩道など町民の生活に深く係わりのある地域であることから、 標準伐期齢の2倍 に0.8を乗じた林齢以上とし、その下限を表1-4-2に示す。	
複層林	Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採(主伐)の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。 伐採区域の形状、配置、地形、周辺の森林の状況等を勘案して実施する。 また、周辺に残す森林により、求められる機能が確保できる場合には、択伐によらない方法も行うことができるものとする。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。 この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。

※ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」(施業種は「伐期の延長」と「保健文化機能維持増進森林」(施業種は「複層林」)の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齢以上」、伐採率は「70%以下」とする。

表1-4-2 主伐の時期(伐期齢)の下限

施業種	樹種(林齢)						
	スギ	ヒノキ	マツ類	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	64	72	56	48	80	25	40

(注1) マツ類はクロマツ及びアカマツを指す。

(注2) 複層林は、通常伐期と同様とする。

表1-5 森林の区域(施業種別)

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長	1~159 林班 (長伐期及び複層林の区域を除く)	8,930.22
長伐期	41~42 林班 134 林班い1~2 134 林班ろ1~4 139 林班い1 139 林班ろ22 139 林班は1~3 140 林班い1~14 140 林班ろ2~8 140 林班は1~3 149 林班お2~6 149 林班く1~6 149 林班や1~6	181.47
複層林	131 林班ろ5~8 132 林班は1~4 132 林班ほ1~8	44.69
計		9,156.38

※ただし、施業の方法のうち、「長伐期」を実施する森林は「標準伐期齢の2倍に0.8を乗じた林齢以上において主伐を行う森林施業を推進すべき森林」、「複層林」を実施する森林は「複層林施業を推進すべき森林」を指す。

(4) その他必要な事項

ア 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

以下に示す「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」は、森林所有者による森林施業の困難性に鑑み、森林の状況に応じて、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施することにより、その施業を推進する。

(ア) 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の整備・保全の考え方を表1-6のとおり定める。

(イ) 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の整備・保全の考え方を表1-6のとおり定める。



写真 森の力再生事業により機能回復した森林

表 1-6 森林の整備・保全の考え方

(特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林)

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> 伐採方法は主伐又は間伐とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 伐採率は、材積換算でおおむね 35%とする。
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹林等を対象とする伐採方法は、主伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。 竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。

イ 竹林の取り扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大している。特に、供用開始した遠州森町スマート IC を利用する車の通行が増加している広域農道沿いの竹林整備を重点的に推進する。

また、健全な竹林を整備し、たけのこの生産を振興するとともに農業協同組合等と連携し販路の拡大に努める。

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と能力のある森林組合や民間素材生産業者、自伐林家等の林業経営体が、周辺の森林所有者らの森林経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、作業路網の整備や主伐・再造林などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

森林組合を含む林業経営体、町等の関係機関が連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林経営計画の作成等による森林施業の集約化を図り、それを一体として効率的に行う。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成していく。

また、就業前の情報提供やインターンシップ等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 伐採に関する事項（法第10条の5第2項第2号）

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1のとおり整理する。

表2-1 立木竹の伐採の方法

区分	指 針	
主伐 (更新を伴う 伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none"> • 主伐のうち、択伐以外のもの。 • 気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な伐採区域の形状 ➤ 1箇所あたりの伐採面積の規模 ➤ 伐採区域のモザイク的配置 • 伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。
	択伐	<ul style="list-style-type: none"> • 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 • 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 • 適切な伐採率とは、材積伐採率30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は40%以下とする。
間伐 (更新を伴わない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採(主伐)の標準的な方法

伐採(主伐)の標準的な方法を、施業区分別に表2-2のとおり定める。本町内の森林を伐採(主伐)するにあたっては、ここで定める伐採の方法に従い、適切に行う。

また、施業区分(育成単層林、育成複層林、天然生林)の考え方を表2-3に示す。

表 2-2 伐採（主伐）の標準的な方法

施業区分	指針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の的確な更新を図るものをいう。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅以上を確保するものとする。 ● 林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ● 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ● 対象とする立木は、標準伐期以上を目安として選定するものとする。 ● 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ● 『主伐時における伐採・搬出指針の設定について』（令和3年3月16日2林整備第1157号林野庁長官通知）、『静岡県林業専用道・森林作業道作設指針』等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 ● 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化するものとする。
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ● 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ● 育成複層林へ誘導する伐採方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> 伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に配慮して行うものとする。 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとする。
天然生林	主伐にあたっては、育成単層林施業及び育成複層林施業に準ずる。

2-3 施業区分の考え方

施業区分	考え方
育成単層林	森林の一定のまとまりを一度に伐採した後、人為 ^{※1} により成立した、単一の樹冠層で構成された森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
育成複層林	森林を択伐 ^{※2} 等により部分的に伐採した後、人為 ^{※1} により成立した、複数の樹冠層 ^{※3} で構成された森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
天然生林	主として天然力を活用 ^{※4} することにより成立した森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。間伐との違いは、伐採後に更新が伴うこと。

※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育すること。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-4のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表2-4 標準伐期齢

地区	樹 種（林 齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ類	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

（注）マツ類とは、クロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-5のとおり定める。

表2-5 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

（注1）スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の植栽に努めることとする。

（注2）クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

（注3）定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の産業課（森林・林業担当課）に相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（注4）テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

（2）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-6に定める。

表 2-6 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

(注1) 表 2-6 に示す標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、町の産業課（森林・林業担当課）に相談の上、適切な植栽本数を決定する。

(注2) 現地状況や地形等を考慮し、上記植栽本数を植栽することが困難な場合は、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。

(注3) マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-7 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システム導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとする。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表 2-7 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。
更新	<ul style="list-style-type: none"> 原則として植栽とする。 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮してそ 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として樹下植栽とする。 隣接して広葉樹林が残存している林地等では、天然更新による広葉樹

	の方法を定め、適期に実施する。	の導入も考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> 植栽本数は、表 2-6 に示す標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上とする。
--	-----------------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林による森林の伐採跡地については、表 2-8 に定める期間内において早期に更新を完了するものとする。

表 2-8 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-9 のとおり定める。

表 2-9 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、カラマツ、エノキ、クサギ、リョウブ、アカメガシワ、クマシデ、アカシデ、カラスザンショウ、ネムノキ、ミズキ、モミ、クスノキ
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ・ナラ・カシ類、クリ、イヌシデ、ホオノキ、カエデ類、ケヤキ、エゴノキ、サクラ類

(注)「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-10 に定める。

なお、天然更新の期待成立本数等は、表 2-11 のとおりとする。

また、天然更新にあたっては、必要に応じて表 2-12 に定める天然更新補助作業を実施する。併せて、ニホンジカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表 2-10 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上でを行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込み等の天然更新補助作業を行うこと。

表 2-11 天然更新の期待成立本数等

項目	基準
完了の基準	天然更新すべき立木（表 2-9 で定める樹種で 2.0m 以上のもの）の本数が、期待成立本数の 3 割以上で、かつ均等に生育している状態であること。
期待成立本数	6,000 本/ha
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・期待成立本数の 3 割（=1,800 本/ha） ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

表 2-12 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生してい

(ぼう芽整理)	<p>るぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。</p> <p>2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。</p>
---------	--

イ 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

(ア) 調査の時期

伐採後、5 年以内に調査を行う。

(イ) 調査の方法

- a 明らかに天然更新している場合は、目視とする。
 - b 目視による判断がつかない場合は、原則としてプロット調査による。プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
 - (a) プロットの大きさは、5 m×5 m (25 m²) とし、2 箇所以上設ける。
 - (b) プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - (c) 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。
- (後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち、将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

(ウ) 天然更新の完了基準

- a 天然更新すべき立木が、ha 当り 1,800 本以上、かつ、均等に生育している。
- b 全てのプロットが基準を満たすこと。
- c 気象や土壌等の条件により、天然更新の完了基準に当てはまらない場合は、伐採前の森林又は周辺の森林を参考にし、1,000 本/ha を下限として天然更新すべき立木の本数を定める。

(エ) その他

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 7 年以内に、表 2-12 に定める天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・針葉樹人工林である。
- ・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(天然散布)が期待できない。)
- ・周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない。
- ・林床に更新樹種が存在しない。
(過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林等)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

3(1)の基準により、その存在が明らかな森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」として表2-13に定める。

また、表2-13以外の森林においても、5ha以上の皆伐予定地で、(1)の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

表2-13 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積 (ha)	備考
1～106 林班 112～118 林班	5,481.9	表1-2に定める木材等生産機能維持増進森林のうち針葉樹人工林(スギ、ヒノキ)

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表 2-5 に定める樹種とし、表 2-14 に再掲する。

イ 天然更新の場合

表 2-9 に定める樹種とし、表 2-14 に再掲する。

表 2-14 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ
天然更新	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、カラマツ、エノキ、クサギ、リョウブ、アカメガシワ、クマシデ、アカシデ、カラスザンショウ、ネムノキ、ミズキ、モミ、クスノキ シイ・ナラ・カシ類、クリ、イヌシデ、ホオノキ、カエデ類、ケヤキ、エゴノキ、サクラ類

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は 6,000 本/ha とする。

第3 保育・間伐に関する事項(法第 10 条の5第2項第4号)

間伐及び保育は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表 3-1 のとおり定める。

表 3-1 保育の標準的な方法

種類	実施林齢及び時期等
下刈	林齢：10 年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施（作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて回数削減や実施期間の短縮を判断） 時期：6～7 月頃を目安
つる切り	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	下刈終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時期
枝打ち	林齢：枝下直径が 7cm になった時に実施 方法：直径 5～6cm のところまで実施

	「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置、捕獲等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表3-2に示す指針に従って実施する。

表3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数(Ry)※2」を用いるものとし、その値を表3-4に定める。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表3-5に定める。
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。「新・システム収穫表」による試算の一例を表3-3に示す。 材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木などを選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 8歳級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※1「新・システム収穫表」

スギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラムで、エクセルファイルで作成した。(県農林技術研究所森林・林業研究センター作成) 樹種、林齢、ha当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、県ホームページからダウンロードできる。

※2「収量比数 (Ry)」

その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後1に近づいていく。

表 3-3 「新・システム収穫表」による試算の一例

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	36%	1,759	0.7	11.0	26	
25	下層間伐	32%	1,194	0.7	15.3	40	
35	下層間伐	23%	921	0.7	19.4	35	
50	上層間伐	25%	684	0.6	25.1	128	
65	皆伐	100%			30.3	450	

※樹種スギ、15年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲで初期設定

※通常伐期施業とし、65年生を伐期として設定

表 3-4 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 3-5 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林

本計画の計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林の所在を表 3-6 に整理する。「計画期間内に間伐を実施する必要がある森林」に指定された森林は、森町森林整備計画期間内に間伐を実施するよう努める。

表 3-6 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

林班	準林班	小班	枝番	林齢	樹種	備考
2	に	1		59	スギ	
2	に	2		58	スギ・ヒノキ	
2	ほ	53		56	スギ・ヒノキ	
3	い	37		63	スギ	

林班	準林班	小班	枝番	林齡	樹種	備考
4	い	66		52	スギ	
4	い	67		54	ヒノキ	
5	い	41		60	スギ	
6	い	20		56	スギ	
6	い	21		62	スギ	
6	い	26		56	ヒノキ	
6	い	29		56	スギ・ヒノキ	
6	は	20		58	スギ	
6	は	22		59	ヒノキ	
6	は	24		61	スギ・ヒノキ	
7	へ	23	1	46	ヒノキ	
7	へ	27		61	スギ	
8	い	6		61	スギ	
8	ろ	17		61	スギ	
8	ろ	21		61	スギ	
10	い	4		57	ヒノキ	
10	い	5		58	ヒノキ	
12	は	16		60	スギ	
12	は	17		62	スギ	
12	ほ	2		61	スギ	
15	は	38		63	スギ	
15	は	39		61	スギ	
16	ろ	14		62	ヒノキ	
16	ろ	24		57	スギ・ヒノキ	
16	ろ	32		62	スギ	
16	ろ	35		61	スギ	
16	ろ	37		60	スギ	
17	は	8		55	ヒノキ	
17	に	10		62	スギ	
19	は	2		60	スギ	
21	は	20	2	56	スギ	
21	は	21		58	スギ	
26	は	12		58	スギ	
26	は	29	4	51	ヒノキ	
28	ろ	7		30	スギ・ヒノキ	

林班	準林班	小班	枝番	林齡	樹種	備考
34	は	11		50	スギ	
34	は	16		54	ヒノキ	
35	へ	20		60	スギ	
35	へ	24		53	スギ	
37	は	15		62	スギ	
37	は	19		60	スギ	
39	い	5		56	スギ	
39	い	6		56	スギ	
39	い	8		58	スギ	
39	い	11		60	スギ	
39	い	13		59	スギ・ヒノキ	
39	い	14		57	スギ	
39	い	16		62	ヒノキ	
39	い	20		59	スギ・ヒノキ	
49	は	6		57	スギ	
49	は	7		58	ヒノキ	
49	は	8		58	スギ・ヒノキ	
49	ほ	1		57	ヒノキ	
51	い	2		57	スギ	
51	い	3		59	スギ	
51	い	4		61	スギ	
51	い	9		61	スギ	
56	と	17		61	ヒノキ	
57	ろ	15		59	スギ・ヒノキ	
57	は	34		73	ヒノキ	
57	は	38		52	スギ	
64	ほ	15	1	57	ヒノキ	
69	ろ	6		50	ヒノキ	
69	ろ	7		61	スギ	
69	ろ	11		61	スギ	
69	ろ	13		61	スギ	
74	ろ	21		56	スギ・ヒノキ	
80	ろ	52		60	スギ	
80	ろ	53		59	スギ	
80	ろ	54		61	スギ	

林班	準林班	小班	枝番	林齡	樹種	備考
83	に	2		53	ヒノキ	
83	ち	2		62	ヒノキ	
83	ち	10		52	ヒノキ	
83	ち	10	1	56	スギ	
83	ち	11		64	スギ	
83	ち	13		61	ヒノキ	
83	ち	15		59	スギ	
85	と	6		55	ヒノキ	
101	へ	5		63	スギ・ヒノキ	
101	と	9		63	スギ・ヒノキ	
102	り	6		62	スギ・ヒノキ	
103	い	31		63	スギ・ヒノキ	
103	い	33		63	スギ・ヒノキ	
103	い	55		58	スギ・ヒノキ	
103	い	56		58	スギ・ヒノキ	
103	い	57		60	ヒノキ	
103	い	58		61	スギ・ヒノキ	
104	い	19		61	スギ・ヒノキ	
104	ろ	2		60	スギ・ヒノキ	
104	ろ	3		55	ヒノキ	
104	ろ	18		62	スギ・ヒノキ	
104	ろ	51	1	55	ヒノキ	
104	ろ	52		64	スギ・ヒノキ	
105	ろ	1		53	ヒノキ	
105	は	11		61	スギ・ヒノキ	
105	ほ	12		61	スギ・ヒノキ	
105	へ	10		63	スギ・ヒノキ	
107	り	22		62	スギ・ヒノキ	
109	ほ	17		63	スギ・ヒノキ	
111	ろ	9		61	ヒノキ	
111	ろ	29		53	ヒノキ	
112	は	5		61	スギ	
114	い	9		63	スギ	
114	い	14		56	スギ・ヒノキ	
114	い	16		58	スギ・ヒノキ	

林班	準林班	小班	枝番	林齢	樹種	備考
114	い	67		58	スギ・ヒノキ	
114	い	72		58	スギ・ヒノキ	
115	い	1		54	スギ・ヒノキ	
115	い	3		53	スギ	
121	は	1		89	ヒノキ	
121	は	2		116	スギ・ヒノキ	
121	は	6		68	ヒノキ	
121	に	1		56	スギ・ヒノキ	
121	に	2		56	スギ・ヒノキ	
121	に	1		56	スギ・ヒノキ	
121	に	3		64	スギ・ヒノキ	
121	に	7		58	スギ・ヒノキ	
121	ほ	1		83	スギ・ヒノキ	
121	へ	1		43	スギ	
121	へ	3		68	ヒノキ	
121	へ	4		55	スギ	
121	へ	5		42	スギ・ヒノキ	
121	へ	6		40	ヒノキ	
121	へ	8		57	スギ	
121	へ	9		52	スギ	
121	へ	10		52	スギ・ヒノキ	
121	へ	12		57	スギ	
121	と	1		57	スギ	
121	と	3		98	ヒノキ	
121	ち	5		43	ヒノキ	
121	る	1		61	ヒノキ	
121	る	2		58	スギ・ヒノキ	
121	る	6		71	ヒノキ	
121	る	7		39	スギ・ヒノキ	
121	わ	4		36	ヒノキ	
121	わ	4	1	62	スギ	
121	わ	5	1	43	スギ・ヒノキ	
121	わ	7	1	46	スギ	
122	い	2		83	その他広	
122	ろ	3		73	その他広	

林班	準林班	小班	枝番	林齢	樹種	備考
122	ろ	4		58	ヒノキ	
122	ろ	5		29	ヒノキ	
122	は	1		98	スギ、ヒノキ	
122	は	2		98	スギ	
122	は	3		88	アカマツ、その他広	
122	は	3	1	88	アカマツ、その他広	
122	は	3	2	34	ヒノキ	
122	は	4		70	スギ	
122	は	5		56	スギ、ヒノキ	
122	は	6		75	スギ	
122	は	7		73	クロマツ	
122	は	8		83	スギ	
122	は	9		54	ヒノキ	
122	は	10		75	その他広	
122	は	11		75	その他広	
122	は	12		68	スギ	
122	は	13		69	スギ	
122	は	14		79	スギ	
122	は	15		55	ヒノキ	
122	は	16		98	ヒノキ	
122	は	17		73	その他広	
122	は	18		43	スギ	
122	は	19		43	スギ	
122	は	20		68	スギ	
122	に	1		43	ヒノキ	
122	に	2		73	その他広	
122	に	3		65	その他広	
122	に	4	1	43	ヒノキ	
122	に	4	2	88	その他広	
122	に	4	3	88	スギ	
122	に	4	4	49	ヒノキ	
122	に	4	5	32	ヒノキ	
122	に	5		63	ヒノキ	
122	に	6		88	スギ、ヒノキ	
122	に	8		91	スギ	

林班	準林班	小班	枝番	林齢	樹種	備考
122	に	9		72	ヒノキ	
122	に	9	1	72	ヒノキ	
122	に	9	2	36	ヒノキ	
122	に	10		88	スギ	
122	に	11		56	スギ、ヒノキ	
122	に	12		64	ヒノキ	
122	に	12	1	35	ヒノキ	
122	に	13		35	ヒノキ	
122	に	14		66	スギ、ヒノキ	
122	に	15		43	ヒノキ	
122	に	16		69	スギ	
122	に	17		83	その他広	
122	に	18		62	スギ	
122	に	19		66	ヒノキ	
122	に	20		83	その他広	
122	に	21		67	スギ	
122	に	21	1	38	ヒノキ	
122	に	22		78	ヒノキ	
122	に	23		69	スギ	
122	に	24		73	その他広	
122	に	25		64	ヒノキ	
122	に	26		39	ヒノキ	
122	に	27		98	スギ	
122	に	28		43	ヒノキ	
122	に	29		71	ヒノキ	
122	に	30		78	その他広	
122	に	31		78	スギ	
122	ほ	1		60	ヒノキ	
122	ほ	2		81	ヒノキ	
122	ほ	3		43	ヒノキ	
122	ほ	3	1	37	ヒノキ	
128	い	1		61	クロマツ	
128	い	2		43	スギ	
128	い	3		43	スギ	
128	い	4		61	クロマツ	

林班	準林班	小班	枝番	林齢	樹種	備考
128	い	5		36	ヒノキ	
128	い	6		43	スギ	
128	い	7		67	スギ	
128	い	8		36	ヒノキ	
128	い	9		43	ヒノキ	
128	い	10		116	スギ、ヒノキ	
128	い	11		72	ヒノキ、クロマツ	
128	い	12		43	ヒノキ、その他広	
128	い	13		90	その他広	
128	い	14		68	その他広	
128	い	15		93	スギ、ヒノキ	
128	い	16		93	ヒノキ	
128	い	17		88	ヒノキ	
128	い	18		55	スギ	
128	い	19		56	スギ	
128	い	20		43	スギ	
128	い	21		60	スギ	
128	い	22		78	ヒノキ	
128	い	23		73	その他広	
128	い	24		73	その他広	
128	い	25		43	ヒノキ、その他広	
128	い	26		41	ヒノキ	
128	い	27		41	ヒノキ	
128	ろ	1		118	スギ、ヒノキ、 クロマツ	
128	ろ	2		43	ヒノキ	
128	ろ	3		59	ヒノキ	
128	ろ	4		103	クロマツ	
128	ろ	5		98	スギ、ヒノキ、 クロマツ	
128	ろ	6		67	その他広	
128	ろ	7		77	その他広	
128	ろ	8		98	スギ、クロマツ	
128	ろ	9		70	スギ、ヒノキ、 クロマツ	
128	ろ	10		86	スギ、ヒノキ	

林班	準林班	小班	枝番	林齢	樹種	備考
128	ろ	11		61	スギ、ヒノキ	
128	ろ	12		88	クロマツ	
128	ろ	13		66	クロマツ	
128	ろ	14		88	スギ、ヒノキ	
128	ろ	15		68	スギ	
128	ろ	16		72	ヒノキ	
128	ろ	17		76	その他広	
128	ろ	18		64	スギ	
128	ろ	19		88	ヒノキ	
129	い	1		78	その他広	
129	い	2		78	スギ	
129	い	3		59	スギ、ヒノキ	
129	い	4		74	スギ、ヒノキ	
129	い	5		62	スギ	
129	い	6		88	スギ、ヒノキ、 クロマツ	
129	い	6	1	39	ヒノキ	
129	い	7		67	スギ、ヒノキ	
129	い	8		70	スギ、ヒノキ	
129	は	1		83	アカマツ、その他広	
129	は	2		75	ヒノキ	
129	は	3		83	ヒノキ	
129	は	3	1	36	スギ、ヒノキ	
129	は	4		38	ヒノキ	
129	は	5		87	スギ、ヒノキ	
129	は	6		121	クロマツ	
129	は	7		72	クロマツ	
129	は	8		118	スギ、ヒノキ	
129	は	9		43	ヒノキ	
129	は	10		102	スギ、ヒノキ	
129	は	11		42	スギ、ヒノキ	
129	は	13		108	ヒノキ	
129	は	14		69	スギ	
129	は	15		58	スギ、ヒノキ	
129	は	16		43	ヒノキ	

林班	準林班	小班	枝番	林齡	樹種	備考
129	は	17		59	ヒノキ	
129	は	18		82	クロマツ	
129	は	19		64	スギ、ヒノキ	
129	は	20		83	ヒノキ	
129	は	21		39	ヒノキ	
129	は	22		73	その他広	
129	は	23		88	スギ、ヒノキ	
129	は	23	1	47	ヒノキ	
129	は	24		59	ヒノキ	
129	は	25		43	スギ	
129	は	26		57	スギ、ヒノキ	
129	は	27		77	クロマツ、その他広	
129	は	28		73	スギ	
129	は	29		77	その他広	
129	は	30		103	スギ	
129	は	31		82	その他広	
129	は	32		73	スギ、ヒノキ	
129	は	33		57	スギ、ヒノキ	

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表4-1に定義する。



写真 林道片吹東線

表4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
期幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車（10t積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワード等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
路細部	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械（トラックを含む）の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表4-2 作業路網の密度

区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha以上	30~40m/ha
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha以上	23~34m/ha
	架線系	25m/ha以上	

急傾斜地 (30～35°)	車両系	60m〈50m〉/ha以上	16～26m/ha
	架線系	20m〈15m〉/ha以上	
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	5～15m/ha

(注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に係る留意事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表4-3に示す規格(林道規程)を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規格 (林道規程)		車道幅員	通行車両	
基幹路網	林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第1種 及び 第2種	自動車道1級	4.0m(3.0m)	一般車両、 林業用車両
				自動車道2級	3.0m	
		第2種	自動車道3級	2.0m		
	林業専用道	第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積トラック)	

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

(イ) 基幹路網の整備計画

天竜地域森林計画において、表4-4に示す基幹路網の整備計画が掲げられている。



写真 森林基幹道大尾大日山線

表4-4 概要 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長(km) / 箇所数(箇所)
森林基幹道の開設	1路線	6.4km
森林管理道の開設	15路線	10.6km

林道の改良（拡張）	14 路線	72 箇所
林道の改良（舗装）	3 路線	5.0km

（ウ） 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

イ 細部路網の作設に係る留意事項

（ア） 細部路網の作設にかかる留意

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m 以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m 未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m 程度）

（イ） 細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

（3） 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表 4-4 に掲げる計画に沿い、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐や択伐、皆伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は表 4-6 に整理する。

表 4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
三倉字ヒカゲ山 48 林班	22	ヒカゲ山線	1,000	①	
西俣字西ヶ峯沢他 98、99 林班	30	竹沢大名基線	1,000	②	
間詰字屋奈沢他 93、94 林班	36	屋奈沢大尾線	1,000	③	
鍛冶島字栗島他 90、91 林班	40	栗ノ島亀石線	1,000	④	

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林の整備のために必要な施設を表 4-7 に示す。

表 4-7 森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
山土場	大河内	1,000 m ²	①	
	中野	1,000 m ²	②	
	亀久保	2,300 m ²	③	
中間土場	大鳥居	2,000 m ²	④	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項 6 号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業路網の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と能力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。



写真 亀久保山土場

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。森林組合等、森林の経営の受託等を担う事業者においては、森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等、森林の経営の委託の働きかけに努める。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分の権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用については、本町の実情を踏まえ、継続して検討する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

(法第10条の5第2項7号)

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は、小規模林家が多く、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合等林業経営体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林の施業委託を図っていく。特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合等への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図る。

森林施業や路網の整備等に関して、同一区域内の森林経営計画認定請求者間で相互に連携、協力する。

また、施業地の集約化、団地化と一体的に地籍調査等を活用し、森林境界の明確化を進める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町は、施業の共同化を助け、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図る。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、また、不在森林所有者については、町及び森林組合等が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促す。

また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託する場合、一定割合を補助できるような町単独事業を創設し施業実施協定の締結を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明確にする必要がある。

- (1) 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- (3) 共同施業実施者の一人が、上記(1)又は(2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項）

1 林業に従事する者の確保及び育成・定着に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家の大部分は経営規模が小規模で、生産性が低く、林業のみで生計を維持することは困難である。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業その他産業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合等の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、森林所有者と密着して機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

① 林業労働者の育成

林業労働者の育成は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

本町林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等、就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業技術の向上や各種資格を習得するための条件整備を行う。

② 林業後継者等の育成

ア 農業を含む農林業後継者は労働負荷等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため、森林組合作業班への期待が大きくなっており、森林組合等の体質を改善し機能を十分発揮できるよう育成強化する。

イ 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高める。

ウ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

(3) 林業経営体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合について、令和8年4月1日から掛川市森林組合と合併するが、施業の共同化による受注体制の整備や、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより、就労の安定化が図れるよう支援することを継続する。

また、作業班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、資金体系の改善を図り、雇用の通年化を促していく。森林組合も含め林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナー等の人材を育成する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表4-8をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、伐採木を全幹で運び出し、高性能林業機械を活用し、先端部分の細い材や曲り材は合板、チップ材に利用する等、木材のカスケード利用を進める。

さらに、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、国や県、林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

労働生産性の目標：主伐 7.0 m³/人・日、間伐 5.0 m³/人・日

表 4-8 作業システムのモデル

作業システム	集材距離	目標路網密度	傾斜	伐木	造材	集材
車両系 (フォワード等、集材)		200m/ha程度	緩	チェーンソー	プロセッサ	フォワード等の車両
	～50m	100m/ha～		チェーンソー	プロセッサ	フォワード等の車両
架線系 (タワーヤード等、集材)	～200m	25m/ha～	急	チェーンソー	プロセッサ	スイングヤード
	～400m	12.5m/ha～		チェーンソー	プロセッサ	自走式搬器
	400m～	～12.5m/ha		チェーンソー	プロセッサ	自走式搬器 (集材機)

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 4-9 に現状を整理し、今後の整備計画を示す。

本町における素材の生産流通・加工については、低迷している。製材工場は、いずれも小規模経営であり、規模の拡大も余り望めない現状であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。

このため、素材生産、木材加工、木材流通に関連する事業者の規模拡大や組織化の促進、生産者と需要者間での需要と供給の安定のための取組、流通の効率化によるロットの確保を図るとともに、品質・性能の明確な資材の供給を目指す。また、木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者が一体となって着実に進める。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

特用林産物のうち、本町の特産品の一つであるシイタケについては、生産が積極的に行われている。今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、品評会や消費拡大PR活動等農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図る。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより、地域特産品として育成を図る。

表 4-9 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の 種類	現状			整備計画			備考
		位置 (集落名)	規模 (年間生産量 等)	対図 番号	位置	規 模	対図 番号	
生産	ほだ場	田能ほか	約 7,800Kg	△ ₁	該当 なし			
加工	製材工場	一宮ほか	約 3,500 m ³	△ ₂	該当 なし			

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本町は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表 5-1 に示す方針に則って適切に行うものとする。

なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、必要に応じて町長から伐採の促進に関する指導等を行う。

表 5-1 松くい虫等被害対策方針

項 目	方 針
松くい虫被害対策	本町における松くい虫の被害は、近年横ばい状態ではあるが、依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このため、多くの町民が利用する城ヶ平公園等の松に対して、定期的に薬剤散布及び予防剤注入を行う対策を実施し、保全する。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

本町は、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

第 2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果及び補完情報等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、「鳥獣害防止森林区域」という。）を表 5-2 に定める。

表 5-2 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1～147 林班、150 林班、	9048.57
カモシカ	152～159 林班	

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林及び天然林においては、表5-3に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に基づいて本町が作成した「森町鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表5-3 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。・植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。・捕獲は、わな（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行う。状況により餌誘引等により効率性の向上を図る。
カモシカ	<ul style="list-style-type: none">・人工植栽を実施する森林を中心に、鳥獣害の防止を図る。・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護とする。・植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、上記2の防止の方法に準じるものとする。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

本町は、林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- 初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- 山火事発生の高危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- 林業従事者の火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。
- 林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知する。
- 林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知する。

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れする場合には、関係法令に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

2 その他必要な事項

本町は、森林病虫害及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

第1 保健機能森林の区域

該当なし

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

該当なし

2 立木の期待平均樹高

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第2項9号及び第10号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

本町は、森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- IIIに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表6-1に定める。

表6-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
三倉地区Ⅰ	1～17	1,209.22
三倉地区Ⅱ	18～33、36～40	1,431.72
三倉地区Ⅲ	34～35、41～60	1,450.38
天方地区Ⅰ	70～85、112～118	1,415.66
天方地区Ⅱ	61～69、86～106	1,669.55
森・飯田地区	107～111、119～149	1,377.54
園田・一宮地区	150～159	602.31
計		9,156.38

第2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画は、該当なし。

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

公共建築物の整備においては、「森町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき可能な限り木造化又は内装の木質化を図り、率先して地域で生産される木材の利用に取り組むとともに、民間への木材の利用を働きかける。

また、森林認証林となった山から出た材については、地域材のブランド化に向けて、各関係機関と協力して取り組んでいく。

さらに、町内の森林で生産された木材を使った木工教室や、町内で生産されたしいたけ等の林産物を出品する物産展等を開催する。



写真 森町総合体育館

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

橘地区において整備が進められている「町民の森」について、既存の自然環境を活かしながら、町民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出を目標とし、段階的に整備を行う。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表6-2に掲げる。



写真 町民の森

表6-2 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
町民の森	橘地区	面積 39.7ha		該当なし	1
防災の森	森地区	歩道 1.2km		該当なし	2

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行う。

1 地域住民参加による取組

- 間伐実施等の広報を積極的に行い、地域住民への森林・林業への関心を高めるように努める。
- 住民が森林内で気軽に活動できるよう、作業路、遊歩道、休憩施設等の整備を行う。

2 上下流連携による取組

下流域の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうよう、積極的に働きかける。

3 法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林

所有者等が締結することを支援する。

第6 森町独自の森林整備に関する事項

森町の森林整備に関する現状は、北部の三倉・天方地区では、大規模森林所有者や森町森林組合が主体となり、適切な経営や管理が進められている。その一方で、南部の森・一宮地区などは、市街地や農業用地が多く、森林の手入れが行き届いていない。また、近年、豪雨に対する災害防止や鳥獣害対策などの森林管理も求められている。このため、森林所有者が自ら管理できていない南部の森・一宮地区などの森林について、町が主体となって整備を進める事業（公益的機能向上森林整備業務委託）を推進していく。

森地区内では、間伐又は保育が適正に実施されていない森林において、意向調査を踏まえて、これらを早急に実施する必要のある橘 121、122、128、129 林班をモデル地区と定め、取り組んでいく。併行して、次地区の選定を順次実施し、展開していく。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過

去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

(3) その他の事項

太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行う。また、事業者に対し、地域住民の理解を得るための取組の実施等を行うよう配慮させるとともに近隣の開発との一体性や開発面積の拡大や森町総合計画等の整合に留意することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

町有林、財産区有林を主として地域住民の参加により森林整備、地域の環境保全を図り、森林整備についての理解を広める。

5 公有林の整備に関する事項

本町は人工林を中心として約120haの町有林(町民の森を除く)を所有しており、人工林については森林組合等に保育、利用間伐等を委託し実施する。さらに、環境や経済に配慮した適正な森林管理を実施するために、初めて大河内町有林で森林認証を取得し、利用間伐による木材搬出を行っている。また、財産区の区有林については、人工林の保育、間伐等を積極的に推進するよう働きかける。

6 良好な森林景観の形成に関する事項

太田川や町民の森等の身近な自然資源や天方城跡、小國神社等自然や歴史、文化と調和した里山景観の保全と活用を図る。また、城ヶ平公園等、良好な眺望景観と眺望点の保全を図る。

7 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に係る事項

「町民の森」では生物多様性の保全に配慮するため、様々な樹種、林分構造、林

齡などから構成される森林をバランスよく配置することで多種多様な森林づくりを行っていく。

また、森林施業において人工林周辺の天然林等や溪流沿いの森林を保残することで森林の連結性を維持し、多様な生物の生息地を保全していく。

8 森林認証制度及び木材増産に向けての取組みに関する事項

世界の熱帯雨林を中心に違法伐採等により、森林面積の減少や森林破壊を防ぎ、持続的な森林管理を実施するために、環境・経済を両立させた森林管理を第三者機関が審査する森林認証制度がある。

森林認証の審査機関については、国際的な認証機関である「森林管理協議会(FSC)」や日本独自の「緑の循環」認証会議(SGEC)等がある。

本町では、平成29年3月にFSC森林認証を取得し、現在、約1,608haの山林で認証取得している。

今後は、森林認証取得森林面積増加に向けての働きかけや認証材を活用した地域材のブランド化及び認証材製品の普及あるいは適正に管理された森林の促進をしていく。

また、町内の森林状況について人工林の87%が40年生以上となっており、森林資源が成熟した時代になってきている。森林を育てる時代から素材生産する時代に向けて取り組むうえで、町の木材生産量を年間約7,000 m³と設定することで、各林業経営体に対して、生産性の強化を支援していく。

さらに、森町産材が町内外各地で使用されるように、森林認証制度を活用した、森町産材の売り込みや広報活動についても取り組んでいく。